

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月26日  
香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成30年11月8日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザグザグ丸亀新田店  
丸亀市新田町字橋本176番地 外
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
  - ・ 深夜の騒音など、近隣から苦情が発生した場合は適切な対応をすること。
  - ・ 地元雇用の確保に努めること。
  - ・ 地元コミュニティや自治会との必要な調整を十分に行うこと。
  - ・ 工事車両の通行などによって市道を損傷した場合は原因者において早急に復旧すること。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	平成31年4月26日から同年5月26日まで